

第五十一回 参議院法務委員会會議録第九号

昭和四十一年三月十日(木曜日)
午前十時十四分開会

委員の異動

三月三日

辞任

山田 徹一君

補欠選任

辻 武寿君

出席者は左のとおり。

理事

木島 義夫君

松野 孝一君

稲葉 誠一君

辻 武寿君

岡村文四郎君

後藤 義隆君

鈴木 万平君

中野 文門君

中山 福藏君

山高しげり君

石井光次郎君

山本 利寿君

寺田 治郎君

矢崎 憲正君

増本 甲吉君

委員

國務大臣

法務大臣

政府委員

法務政務次官

最高裁判所長官代理人

最高裁判所事務

総局総務局長

最高裁判所事務

総局人事局長

事務局側

常任委員会専門

員

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選の件

○裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○最高裁判所裁判官退職手当特例法案(内閣送付、予備審査)

○訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○理事(松野孝一君) 委員長長席に着く

○理事(松野孝一君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

委員長が請暇中でありますので、その委託を受けて私が本日の委員会を主宰させていただきます。

まず、理事の補欠互選を行ないます。

去る三日、山田徹一君が委員を辞任され、その補欠として辻武寿君が委員に選任されたことに伴ないまして、理事が一名欠員となりましたので、この際、理事の補欠互選を行ないます。

互選は、慣例により、委員長の指名に御一任願いたいと思存しますが、御異議ございませんか。

○理事(松野孝一君) 御異議ないと認め、理事に辻武寿君を指名いたします。

○理事(松野孝一君) 速記をつけて。

○理事(松野孝一君) 次に、裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、最高裁判所裁判官退職手当特例法案及び訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案を議題とし、政府から順次提案理由の説明を聴取いたします。石井法務大臣。

○國務大臣(石井光次郎君) 裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

まず、裁判所法の一部を改正しようとする点であります。これは、新たに、地方裁判所に、特殊の事件につき、裁判官の命を受けて事件の審理及び裁判に關して必要な調査をつかさどる裁判所調査官を置くこととするものであります。

御承知のとおり、現行裁判所法上、裁判所調査官は、最高裁判所及び高等裁判所にのみ置かれ、地方裁判所には置かれておりません。ところで、地方裁判所におきましては、近年、工業所有権に關する事件及び租税に關する事件は、その受理件数も相当多数にのぼっております上に、その審理期間も他の一般の事件に比し著しく長期化している実情にありまして、もちろん、この種の事件の処理に當る裁判官の努力にはなみなみならぬものがあるものであります。なにも、これらの事件は、事柄の性質上、法律知識以外の特殊な専門的知識を必要とする複雑困難な問題を含んでいることが多いのであります。これが、これらの事件の審理期間を長期化せしめる最大の原因となつてゐるものと考えられます。そこで、政府におきましては、この種の事件の審理及び裁判の適正迅速化をはかるために、先般臨時司法制度調査会が内閣に対して述べた意見を參照しました上、今回、地方裁判所に、これらの特殊専門的な知識及び経験を活用して裁判官を補助する裁判所調査官を置くこととし、これに裁判官の命を受けて工業所有権または租税に關する事件の審理及び裁判に關して必要な調査をつかさどらせようとする点とした次第であります。

次に、裁判所職員定員法の一部を改正しようとする点であります。その要旨は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理をはかるため、裁判所の職員の員数を増加しようとするものであります。以下簡単にその要点とすることを申し上げます。

まず、その第一点は、高等裁判所における訴訟の適正迅速な処理をはかるため、下級裁判所の裁判官の員数を増加することにあります。高等裁判所における事件の処理状況を見ますと、近年未済事件が増加し、審理期間の長期化が目立つようになつてまいりました。そこで、政府におきましては、この際、高等裁判所における訴訟の適正迅速な処理をはかるため、さしあたり、判事の員数を二十七人増加しようとする点といたしました。

第二点は、裁判官以外の裁判所の職員の員数を増加しようとする点であります。すでに述べましたとおり、新たに地方裁判所に裁判所調査官を置くために裁判所調査官の判事の員数を増加することとしたことに伴い、裁判所書記官の員数を増加するほか、近時少年の保護事件の数がますます増加の傾向にあること等に伴い、その調査の充実はかかる等のため、専門的知識及び経験を有する裁判官を補助する家庭裁判所調査官の員数を増加しようとするものであります。これら新たに増加しようとする裁判官以外の裁判所の職員の員数の総数は、五十八人です。

以上が裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

なにとぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

次は、最高裁判所裁判官退職手当特例法案について、その趣旨を説明いたします。

日本国憲法のもとにおいて最高裁判所になう使命と責任の重大なことは申すまでもないところであります。この重責が全うされるためには、最高裁判所の裁判官に、広く各方面から、識見の高い人材を得なければならないのであります。

最高裁判所の裁判官にそのような人材を得、か

つ、そのような人々が安んじてその職責を全うするためには、その在職中の処遇についてのみなならず、その退職後の処遇についても特別の配慮が払われなければならないものと考えられます。

現在、最高裁判所の裁判官が退職した場合に、他の国家公務員等の場合と全く同様に、国家公務員等退職手当法により退職手当が支給されるのでありますが、同法は、広く一般の国家公務員等につき、主としてその勤続期間の長短及びその退職の理由に着目して退職手当の支給の基準等を定めている関係上、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給されます退職手当の額は、最高裁判所の裁判官の地位の重要性にかんがみると、必ずしもこれにふさわしいものとは言えないうらみがあるのでございます。

ことに、最高裁判所の裁判官については、そのうち数人は、弁護士のように国家公務員としての長期勤続者でない者から任命されるのが最高裁判所所定以来の常例となつていたのでありますが、現行法による退職手当は、永年勤続に対する報償という性格を強く持つております結果、このようになんかに対する退職手当の額は、その地位の重要性等に比べて、きわめてわずかなものとならざるを得ないのであります。この点につきましても、先般内閣に対して提出された臨時司法制度調査会の意見においても、つとに指摘され、これについて何らかの措置を講ずべきものとされてゐるところであります。

そこで、政府におきましては、最高裁判所の裁判官が退職した場合に支給する退職手当を増額する等の必要があるものと考へまして、ここにこの法律案を提出した次第でありまして、以下簡単にその要点を御説明申し上げます。

この法律案は、最高裁判所の裁判官が退職した場合に国家公務員等退職手当法に基づいて支給されることとなる退職手当の算定の基礎となる支給率、勤続期間の計算等について、同法の特例を設けようとするものでありまして、その内容は、おおむね次のとおりであります。

第一は、退職手当の支給率についての特例であります。

国家公務員等退職手当法におきましては、勤続期間一年についての退職手当の支給率は、勤続年数、退職の理由等に依りて、おおむね俸給月額額の百分の百ないし百分の百八十と定められてゐるのであります。が、最高裁判所の裁判官の退職手当につきましても、勤続年数の長短及び退職の理由にかかわらず、その支給率は、最高裁判所の裁判官としての勤続期間一年について報酬月額額の百分の六百五十としようとするものであります。

第二は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算についての特例であります。

国家公務員等退職手当法の規定によりまして、一般の国家公務員等としての在職期間と最高裁判所の裁判官としての在職期間とが引き続いている場合等には、両在職期間を連算して退職手当の額を計算した上、これを支給することとなるのであります。が、第一に述べた特例によりまして、最高裁判所の裁判官の退職手当が他の職員のと異なり、その性格を異にするものとなること等にかんがみまして、最高裁判所の裁判官としての在職期間については、他の職員としての在職期間と引き続いている場合であっても、その期間とは連算しないこととし、最高裁判所の裁判官の在職期間についてのみ、第一に述べた支給率の特例による退職手当を支給することとしようとするものであります。

以上が最高裁判所裁判官退職手当特例法案の趣旨であります。

なにとぞ慎重御審議の上、すみやかに御賛成くださいますよう、お願いいたします。

次は、訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案について、その趣旨を説明いたします。

この法律案は、第一に、民事訴訟及び刑事訴訟の証人等の宿泊料の最高額を増加するため、訴訟費用等臨時措置法について所要の改正を行ない、第二に、一部低額の執行吏の恩給を増額する等のため、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律

案(昭和二十四年法律第五十五号)について所要の改正を行なうとするものでありまして、以下簡単にその要点を申し上げます。

まず、民事訴訟における当事者、証人、鑑定人、通事等の宿泊料、刑事訴訟における証人、鑑定人、通事人等の宿泊料並びに執行吏の宿泊料の額につきましても、国家公務員が出張した場合に支給する宿泊料の額に準じて、現在その最高額を特別区の存する地、京都市、大阪市、名古屋、神戸市及び横浜市においては千五百円、その他の地においては千二百円と定めてゐるのであります。このたび政府におきましては、国家公務員の旅行の実情等にかんがみまして、内国旅行における宿泊料等の定額を引き上げる必要を認め、別途今国会に国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案を提出いたしました。が、証人の宿泊料等につきましても、これに準じて、その最高額を引き上げる必要があると考えられますので、今回、これを特別区の存する地等においては二千円、その他の地においては千六百円に改めようとするものであります。

次に、執行吏は、一般の公務員の場合と同様に恩給を受けることになっておりますが、政府におきましては、一般の退職公務員について、低額恩給を改善する等の必要を認め、今国会に恩給法等の一部を改正する法律案を別途提出いたしております。これは御承知のとおりでありまして、執行吏の恩給につきましても、これに準じて、一部退職執行吏の低額恩給を改善する等の必要があると考えられますので、その年額が六万円未満のものについては、その年額を六万円とする等所要の措置を講じようとするものであります。

以上が訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案の趣旨であります。

なにとぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますよう、お願いいたします。

○理事(松野孝一君) これらの議案に対する質疑は、後日に譲ることいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前十時三十二分散会

二月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願(第八一六号)(第八一七号)(第八二六号)

第八一六号 昭和四十一年二月十五日受理

戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願 請願者 佐賀県唐津市坊主町四六四 樋口 敬七郎

紹介議員 杉原 荒太君

戦争犯罪裁判関係者に対し、左記のように補償せられた。

一、戦争犯罪裁判有罪服役者のうち、その服役期間を恩給法上の在職年数に連算して普通恩給又は一時恩給を受給する人(五百五十五人)を除いた三千二百九十人に対し服役日数に応じ一時金を支給すること。

(この三千二百九十人中には、多数の身分上恩給法のうち外の人があるが、その人々に対してはとくにこの措置が必要である。もとの身分が恩給の受給権のある者であつて、同様に服役しながら、服役日数について全然考慮されてない者、その全部又は一部を在職年数に算入されてゐる者であることとは不合理であり、これらは正されるべきである。)

二、戦争犯罪裁判の結果、無罪となつた人及び犯罪容疑者として逮捕拘禁されたが裁判を受けることなく釈放となつた人千四百八十八人に対し、拘禁日数に応じ一時金を支払ふこと。(一人平均拘禁日数、概数三百三十七日)

理由

本戦争犯罪裁判は連合軍各国が、日本が無条件に降服した後で個人をおのおのその国の法律に従つて裁判したもので、有罪服役者の労働、非有罪者の刑事補償は各個人がそれぞれその国に対し請求すべきところ、国は平和条約第十九条でその請求権を放棄したので、個人はもはやその請求をすることができなくなつた。また、本裁判で占領軍

は日本政府に容疑者の財産の差押えを行なわせたため、容疑者留守家族はその生活を破壊されることとなり、この後顧の苦痛と拘禁の苦痛とはいよいよますます深刻なものとなった。
このような非文明的な裁判に堪え忍んだ人々に対し相当の補償は当然である。しかもこれらの人々は年々相当数死亡しているので、この措置はもはや延引を許されない。

第八一七号 昭和四十一年二月十五日受理
戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願

請願者 京都市北区小山中溝町一六 酒井忠邦外十四名

紹介議員 植木 光教君
この請願の趣旨は、第八一六号と同じである。

第八二六号 昭和四十一年二月十七日受理
戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願

請願者 熊本県玉名市岩崎 坂口元男

紹介議員 園田 清充君
この請願の趣旨は、第八一六号と同じである。

三月四日本委員会に左の案件を付託された。
一、戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願(第八四一号)(第八四六号)(第八九五号)

第八四一号 昭和四十一年二月十九日受理
戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願

請願者 岡山市原尾島六四〇 服部勇外七名

紹介議員 徳永 正利君
この請願の趣旨は、第八一六号と同じである。

第八四六号 昭和四十一年二月二十一日受理
戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願

請願者 鳥取県米子市皆生南大境二二三ノ三 八原博通

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第八一六号と同じである。

第八九五号 昭和四十一年二月二十四日受理
戦争犯罪裁判関係者に対する補償に関する請願

請願者 大分県佐伯市本町 金田高明外二十八名

紹介議員 後藤 義隆君
この請願の趣旨は、第八一六号と同じである。

第八号中正誤

ベシ 段 行 誤
一 四 八 苦 衷
二 四 三 というが 正
苦 衷
というか

昭和四十一年三月十四日印刷

昭和四十一年三月十五日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局